

別表第7（第8条関係）【畜産物・ジビエ】

品目	申請要件	
牛肉	熊野牛	県内で出荷月齢の半数以上飼育した24ヶ月齢以上の黒毛和種去勢牛又は未経産雌牛で、食肉用に処理され、熊野牛認定委員会の認定を受けたもの。
	その他	県内で飼育されたもの。
鶏肉	紀州うめどり	ブロイラー用飼料1tあたり1.0kg（0.1%）梅抽出物 BioX70 を後期飼料から給与したもの。
	その他	県内で飼育されたもの。
鶏卵	紀州うめたまご	採卵鶏用飼料1tあたり0.7kg（0.07%）～1.4kg（0.14%）の梅抽出物 BioX70 を添加したものを30日以上給与したもの。
	その他	県内で飼育されたもの。
豚肉	県内で飼育されたもの。	
はちみつ （別添要件有）	①県内で生産されたみかんはちみつで、採蜜時期4月末～5月末に限る。	
	②県内で採取された日本蜂はちみつ	
紀州鶏	軍鶏×ホワイトロック 地鶏JAS規格のもの 生後80日以上飼育、生後28日以降は平飼い、平飼いの飼育密度は10羽/m ²	
ホロホロ鳥	ホロホロ鳥	
いのぶた	素いのぶた 父（イノシシ）×母（豚）の交雑種	
B1いのぶた	素いのぶた 父（イノシシ×豚）×母（豚）の交雑種	
アイガモ	県内で飼育されたもの。	
ジビエ	いのしし	わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度に基づき認証をうけた処理施設で処理された肉で、わかやまジビエ肉質等級制度に基づき、わかやまジビエ格付員が格付けしたもの
	しか	わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度に基づき認証をうけた処理施設で処理された肉で、わかやまジビエ肉質等級制度に基づき、わかやまジビエ格付員が格付けしたもの

別表第7c「はちみつ」①及び②に係る別添申請要件

- ① 申請者は、養ほう振興法に基づき県に飼育届を提出している者。
- ② 申請者は、転飼を行っている場合は、県条例に基づき許可を受けていること。
- ③ はちみつの公正競争規約の基準を満たしていること。
- ④ 申請者は、集みつ（飼養場所）、瓶詰め等の生産工程の全てが県内であること。
また、みかんはちみつについては、集蜜場所がみかん園内であるとともに周辺蜜源状態も概ねみかん園地であること。
- ⑤ 検査機関において異性化糖、抗生物質、残留農薬の検査を行い、証明書（写）を申請書に添付すること。
※異性化糖検査
デンブンデキストリン反応検査において陰性であること。
（薄層クロマトグラフ法、炭素安定同位体比法検査でも対応できる。）

※抗生物質検査

抗生剤使用の有無がわかる検査において陰性であること。

※残留農薬検査

食品、添加物等の規格基準以下であること（アセタミプリドについては、必須とする）

- ⑥ はちみつ貯蔵を適切（衛生的、冷暗所）に行っていること。
- ⑦ 生産記録、販売記録が残されており、申請時に（写）を添付すること。

備考

はちみつ類の表示に関する公正競争規約

<http://www.honeykoutori.or.jp/>

http://www.jfftc.org/rule_kiyaku/pdf_kiyaku_hyouji/O32.pdf

わかやまジビエ衛生管理ガイドライン

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/zibiedetiikiokoshi_d/fil/gaidorain.pdf

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/syori.html>

わかやまジビエ肉質等級制度

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/toukyu.html>